『成年後見制度』 をご存知ですか?

成 年後見制度とは、 認知症などによっ て物事を判断する能力が

十分でない方について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、ご本人の権利を法的に守り生活を支援する制度です。

成年後見制度には、判断能力が不十分になってから 申立てをする「法定後見制度」と、判断能力が不十分 になる前に援助者を契約により決めておく「任意後見 制度」の2種類があります。

区分		本人の判断能力	援助者
法定後見	後見	全くない	成年後見人
	保佐	著しく不十分	保佐人
	補助	不十分	補助人
任意後見		本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約に従って任意後見人が本人を援助する制度です。	



認知症・介護に関するご相談は 也域包括支援センター Tel86-0112

法定後見制度と 任意後見制度の主な違いは?

定後見制度は、家庭裁判所が、援助者として本人の判断能力に応じ成年後見人・保佐人・補助人の3種類から決定します。

一方、任意後見制度は、本人の判断能力が十分なうちに、判断能力が低下したときに備えて「支援してほしいこと」と「支援をお願いする人」をあらかじめ契約で決めておきます。自分が将来どんな所に住んで、どんな生活をしたいのか、自分の将来を自分で決める制度です。

「<u>高齢になり、判断能力が低下してしまったらどうしよう。」「一人暮らしの親が必要</u>のない契約や買い物をしないか心配。」などお困りの場合は、ぜひご相談ください。



ごみ減量

できることから はじめよう ~①リフューズ~

みなさんには、ごみを全く出さない日はあり ますか?

日常生活や職場において、食品の袋やちり紙、 ペットボトル、包装紙など、全くごみが出ない という方はいないのではないでしょうか。

ごみは毎日出ますが、私たち自身の少しのこころがけで、大きく変化することができます。 ごみの出ない買い方・使い方をすることが基本です。また、資源となるものを分別して、可燃ごみ、不燃ごみを減らしましょう。

■問い合わせ 町民課くらし環境係 ☎85-6131

4 R:最初のR

リフューズ(Refuse:断る)

・・・不要なものは断り、ごみを出さない

- ・無駄なものを買わずに本当に必要なものを 買う
- ・レジ袋や本のカバーなど過剰な包装は断り、 買い物袋を持っていく
- マイ第、マイボトルなどを利用する
- ・使い捨ての物や食品トレイ、パックなどの プラスチックのものを避ける
- ・再生品や繰り返し使えるもの、長く使える ものを買う



